

建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱

(平成 7 年 4 月 1 日制定)

1 趣旨

この要綱は、尾道市建設工事等競争入札参加者資格審査規程（昭和 53 年訓令第 7 号。以下「規程」という。）に基づき、指名競争入札の参加者及び随意契約の相手方となるため、本市の建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者（以下「資格者」という。）の指名除外に関し必要な事項を定めるものとする。

2 指名除外

- (1) 市長は、資格者が別表の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、その資格者を指名除外するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により指名除外しようとする者（別表第 19 号に該当する者を除く。）を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している資格者も、併せて指名除外するものとする。
- (3) 市長が指名除外をしたときは、工事の請負契約のための指名において、指名除外を受けた者を指名してはならない。入札前において、現に指名している資格者を市長が指名除外したときは、指名除外した者の指名を取り消すものとする。

3 指名除外の期間

- (1) 指名除外の期間は、それぞれの事案の情状に応じて、別表各号に定める期間の範囲内で市長が定める。
- (2) 指名除外しようとする者（以下「対象者」という。）が 1 の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当するときは、それぞれの措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のうち、最も長いものをもって指名除外の期間の短期及び長期とする。
- (3) 対象者が次の場合に該当する場合における指名除外の期間の短期は、別表各号に定める短期の 2 倍の期間とする。ただし、当初の指名除外の期間が 1 月に満たないときは、1.5 倍の期間とする。
 - ア 指名除外の期間中又は期間満了後 1 年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - イ 別表第 2 号、第 10 号又は第 13 号の措置要件に係る指名除外の期間の満了後 5 年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 2 号、第 10 号又は第 13 号の措置要件に該当することとなったとき。
- (4) 指名除外の期間中に別表各号の措置要件に該当することとなったときは、新たに該当する措置要件について指名除外すべき期間から現に行っている指名除外期間との重複期間の 2 分の 1 の日数を控除した期間を加算する。
- (5) 市長は、対象者について情状勾量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに第 2 号及び第 3 号の規定による指名除外の期間の短期未満の期間を定める

必要があるときは、指名除外の期間を当該期間の2分の1までの期間に短縮することができる。

- (6) 市長は、対象者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1号の規定による長期を超える指名除外の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該長期の2倍（ただし最大36か月以内）まで延長することができる。
- (7) 市長は、指名除外の期間中の資格者について、情状勾量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各号に定める期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。
- (8) 市長は、前各号にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、指名除外の期間を別に定めることができる。
- (9) 市長は、資格者が第2項又は第4項に定める指名除外に該当する疑いがあると認められるときは、その事実が判明するまでの間、当該資格者を指名業者として選定することを留保することができる。
- (10) 前号の規定により指名を留保した資格者について指名除外を行うときは、指名を留保した期間を勘案することができるものとする。

4 下請負人及び共同企業体に関する指名除外

- (1) 市長は、第2項の規定により指名除外する場合において、その指名除外について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、元請人の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人も併せて指名除外するものとする。
- (2) 市長は、第2項の規定により、共同企業体について指名除外する場合においては、その共同企業体の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、その共同企業体の構成員である資格者（明らかに当該指名除外について責めを負わないと認められる者を除く。）も、併せて指名除外するものとする。
- (3) 市長は、第2項又は前2号の規定による指名除外に係る資格者を構成員に含む共同企業体がある場合は、その資格者の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、その共同企業体も、併せて指名除外するものとする。

5 指名除外の解除

市長は、指名除外期間中の資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、その資格者の指名除外を解除するものとする。

6 指名除外に該当する資格者の発生等の報告

工事主管課長は、資格者が別表各号の1に該当すると認めたときは、遅滞なく、別に定める様式により市長に報告するものとする。この場合において、工事主管課長は、所属する部の長を経て、報告するものとする。

7 処理の決定

- (1) 市長は、前項の報告その他によって資格者の指名除外事由、指名除外期間の

変更事由又は指名除外の解除理由を知った場合において、指名除外、指名除外期間の変更、又は指名除外の解除（以下「指名除外等」という。）をしようとするときは、規程に定める競争入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

ただし、別表第19号の措置要件に基づく指名除外については、審査会を経ないで、指名除外を行うことができるものとする。この場合においては、次の審査会においてこれを審査会に報告しなければならない。

(2) 前号の審査会の意見を徴する事項は、次のとおりとする。

ア 指名除外しようとする場合は、その可否及び指名除外期間

イ 指名除外期間を変更しようとする場合は、その可否及び変更期間

ウ 指名除外を解除しようとする場合は、その可否

8 指名除外等の決定通知

(1) 市長は、指名除外等をしたときは、遅滞なく関係部課長及び当該資格者に対して、別に定める様式により、通知するものとする。

(2) 市長は、指名除外をした者に対し前号の通知をする場合において、当該指名除外の理由が本市関係工事に関する事由に係るものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

9 一般競争入札の参加の制限

市長は、一般競争入札を行うときは、当該入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても指名除外を受けていないことを当該入札に参加するための要件としなければならない。入札前において、現に当該入札に参加する資格があると確認している資格者を市長が指名除外したときは、当該資格者に係る当該入札に参加する資格を取り消すものとする。

10 随意契約の相手方の制限

市長は、指名除外期間中の者を随意契約の相手方としてはならない。

11 下請負等の禁止

工事主管課長は、その所管に属する建設工事に関して、指名除外期間中の者が下請負し、又は受託することを承認してはならない。ただし、指名除外期間の開始前に承認したものについては、この限りではない。

12 指名除外の引継

指名除外の期間中に当該指名除外を請けた資格者が第三者の資格者等と会社合併した場合又は営業譲渡により第三者の資格者等に営業が受け継がれた場合は、当該指名除外措置を受けた資格者に係る指名除外措置の期間及び前3項の規定は、営業を受け継いだ第三者の資格者等に継承させるものとする。

13 適用除外

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条までの規定にかかわらず、指名除外若しくは指名留保の資格者を指名業者又は随意契約の相手方に選定することができる。

- (1) 工事又は製造が特許の施工方法を採用する場合で、その特許権を有する業者を選定する必要があるとき。
- (2) 工事及び製造に係る調査、測量、設計、監理等の業務委託が特別の技術を要する場合、他に相応する業者がないとき。

14 指名除外等の公表

市長は、指名除外をしたときは、対象となった業者名、指名除外期間及び指名除外理由等を公表するものとする。

15 指名除外に至らない事由に関する措置

市長は、指名除外を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

16 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度審査会の意見を聴いて、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に発生した事案に係る指名除外については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に発生した事案に係る指名除外については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に発生した事案に係る指名除外については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成13年8月15日から施行する。

- 2 この要綱の施行の日前に発生した事案に係る指名除外については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成15年3月20日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に発生した事案に係る指名除外については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に発生した事案に係る指名除外については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に発生した事案に係る指名除外については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に発生した事案に係る指名除外については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に発生した事案に係る指名除外については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

措置要件	期 間
(故意による粗雑工事) 1 本市と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「市発注工事」という。)の施工に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は設計書に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から 24か月以内
(入札妨害又は談合) 2 次の(1)から(5)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) (1)の場合にあつて、本市と締結した請負契約に係る工事及び委託業務(以下この表において「市発注工事等」という。)に関するとき。 (3) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (4) (3)の場合にあつて、市発注工事等に関するとき。 (5) (4)の場合にあつて、談合情報対応マニュアルに基づいて談合の事実はないとの誓約書を提出している工事等に関するとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内 6か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内 12か月以上36か月以内
(入札不参加) 3 市発注工事等(別に定めるものを除く。)の競争入札において、指名業者として指名されたにもかかわらず、入札辞退の意思表示なくして入札に参加しなかったとき。	当該不参加の日から 1か月以上6か月以内
(契約妨害) 4 市発注工事等の請負契約において落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。	当該認定をした日から 24か月以内
(監督・検査妨害) 5 市発注工事等の監督又は検査の実施に当たり、その監督又は検査を行う者の職務の執行を妨げたと認められるとき。	当該認定をした日から 24か月以内

措置要件	期 間
(虚偽記載) 6 市発注工事等の請負契約等に係る競争入札において、入札参加希望書その他の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内
(過失による粗雑工事) 7 次の(1)から(3)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。) (2) 成績評定対象工事において、工事成績が著しく不良であると認められるとき。 (3) 県内における工事で(1)に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反) 8 他の号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 4 か月以内
(公衆損害及び工事関係者事故) 9 安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)から(4)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 市発注工事の施工に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 (2) 一般工事の施工に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (3) 市発注工事の施工に当たり、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (4) 一般工事の施工に当たり、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内 当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内 当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内

措置要件	期 間
(贈賄) 10 次の(1)から(3)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下この表において「代表役員等」と総称する。） イ 資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下この表において「一般役員等」という。） ウ 資格者の使用人で一般役員等以外のもの（以下この表において「使用人」という。） (2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、中国地方の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、中国地方以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 8 か月以上 36 か月以内 6 か月以上 27 か月以内 4 か月以上 18 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 1 か月以上 2 か月以内
(契約締結拒否) 11 市発注工事等の請負契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。	当該認定をした日から 4 か月以上 9 か月以内
(暴力的不法行為等) 12 次の(1)又は(2)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 市発注工事等に関し暴力行為を行ったと認められるとき。 (2) 尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱の次のアからオの規定のいずれかに該当するとき。	当該認定をした日から 1 か月以上18か月以内

措置要件	期 間
ア 別表第 1 第 1 項 イ 別表第 1 第 2 項 ウ 別表第 1 第 3 項 エ 別表第 1 第 4 項 オ 別表第 1 第 5 項	当該認定をした日から 12か月以上36ヶ月以内 当該認定をした日から 10か月以上30か月以内 当該認定をした日から 8 か月以上24か月以内 当該認定をした日から 8 か月以上24か月以内 当該認定をした日から 6 か月以上18か月以内
(独占禁止法違反行為) 13 次の(1)から(6)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) (1)の場合にあつて、市発注工事等に関するとき。 (3) (2)の場合にあつて、談合情報対応マニュアルに基づいて談合の事実はないとの誓約書を提出している工事等に関するとき。 (4) (1)の場合にあつて、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。 (5) (4)の場合にあつて、市発注工事等に関するとき。 (6) (5)の場合にあつて、談合情報対応マニュアルに基づいて談合の事実はないとの誓約書を提出している工事等に関するとき。	当該認定をした日から 4 か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内 12か月以上36か月以内 6 か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内 12か月以上36か月以内
(業務に関する法令違反) 14 業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から1 か月以上9 か月以内

措置要件	期 間
(指示又は営業停止) 15 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項若しくは第2項の規定に基づく指示又は同条第3項の規定に基づく営業停止の処分を受けたとき。	指示又は処分の事実を知った日から1か月以上12か月以内
(不正又は不誠実な行為) 16 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(私的行為による法令違反) 17 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、若しくは禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(代理人等の禁止) 18 この要綱に基づく指名除外の期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
(営業不振) 19 営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。	当該認定をした日から別に通知する日まで
(談合関連行為) 20 偽計又は威力を用いて、一般競争入札又は指名競争入札の公正を害するおそれのある行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

備 考

- この表の第13号、第14号及び第16号において「業務」とは、当該資格者が営業として行うすべての業務（管理的な業務も含む。）をいう。
- この表の第10号（1）から（3）まで及び第14号の期間は、逮捕後公訴提起される場合においては通算することができるものとする。
- 措置要件における「代表役員等」、「一般役員等」及び「使用人」は、措置要件に該当する原因となった行為を行った時点の地位とする。